平成２２年（フ）第１９５６号
名古屋市西区比良１丁目316番地
債務者　伊林　信幸
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３４号
愛知県春日井市八幡町64番地
債務者　松田　静子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
兵庫県洲本市下内膳508番地３
債務者　片山朕季世
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６０号
高知県吾川郡いの町天王南４丁目12番地13
債務者　沖野　浩二
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４３号
高知市瀬戸西町３丁目53番地２、住民票上の住所高知市中の島１番79号　森マンション1001
債務者　畠中　浩旭
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２０号
高知市鴨部３丁目６番20号
債務者　山岡喜久子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９０号
高知県香南市夜須町出口443番地
債務者　上田　真也
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０７号
高知市西秦泉寺416番地
債務者　公文三枝子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１２号
高知市南はりまや町２丁目５番５号
債務者　森　　範夫
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１５号
高知市天神町５番15号
債務者　林　磨由美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１８号
高知市薊野南町20番12号　上野アパート
債務者　濵田万利子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０７号
富山市長江本町５番２―2207号　信開ベルシー長江
債務者　中川　朝子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１２号
富山市西中野町２丁目７番３号
債務者　田島　照子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９２号
広島県福山市高西町３丁目11番17号　有武アパート103、旧住所広島県尾道市浦崎町3445番地10
債務者　麻生　雅一
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１８４２号
名古屋市中村区森田町１丁目６番19号
債務者　カラオケ喫茶モンこと　大野　美鈴
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４３号
名古屋市中川区高畑５丁目108番地　サンフォーレ八田102号
債務者　植松　龍夫
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２号
松江市春日町180番地９　グッドヒル中代201号、前住所島根県八束郡東出雲町大字揖屋町1033番地１
債務者　野津寿美子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
京都府亀岡市東つつじケ丘曙台２丁目３番13号
債務者　葛上　　孝
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係